

茨市推第 1449 号
令和 2 年 3 月 15 日

各コミュニティセンター
指定管理者 代表者 様

茨木市 市民文化部
市民協働推進課長 小西 哲也

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた
対応（施設の休館）について（お知らせ）

日ごろから、各コミュニティセンターの管理運営に格別のご尽力とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記について、令和 2 年 3 月 14 日開催の第 9 回茨木市新型コロナウイルス対策本部会議において、別紙 1「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応（施設の休館等）について」及び、別紙 2「市主催（共催事業を含む）事業の中止に伴う参加料等について」を決定いたしましたので、お知らせいたします。

この決定に基づき、茨木市コミュニティセンターについては、令和 2 年 3 月 31 日まで間、休館いたしますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたしますとともに、休館中におけるコミュニティセンターの管理運営につきましては、これまでどおり、利用許可申請の受付などへの対応をお願いいたします。

他の施設については、ご参考に、別添「茨木市公共施設の開館状況」を送付いたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、「福祉文化会館・文化ホール」、「市民総合センター・センターホール」、「男女共生センターローズWAM・ワムホール」については、現在申込をしている方に限り、主催者において『3つの条件（別紙 1 の「再開に必要な条件等」を参照）』を遵守することにより使用を許可することとしています。